

1. 分析レポートのねらい

このレポートでは、今回の意識調査の結果について個別の質問に対する回答を整理、検討することで大阪市民の人権に関する意識のありようについて傾向を明らかにして広く伝えるとともに、行政に携わる市職員、教育・啓発活動に関わる人たちに向けて今後の施策、取り組みを検討する手がかりを示すことを目的としている。

大阪市が2015年に実施した人権意識調査では『報告書』と「分析レポート」が作成された。『報告書』は、質問ごとに「単純集計」および性別、年齢、学歴、職業別に集計した結果を示したもので、「分析レポート」は精緻な統計分析により人権意識を規定する要因群を明らかにすることを目的としたものと、個々の質問への結果を読み込むことで市民、職員に考える手がかりを提供することを目的としたものの2篇が作成されている。本レポートは、2020年調査をもとにした、後者にあたる分析レポートである。

以下、今回の調査に回答していただいた人の属性について特徴を確認した後、『報告書』の順番に従い人権問題に関する意識、差別に関する認識、同和問題（部落差別）に関する意識、人権問題に関する経験、人権侵害経験、大阪市の人権問題への取り組みについて整理し、最後に、自由記述欄への記載内容に触れながら今後の課題について述べる。調査には同和問題に関連する多くの質問が盛り込まれており、「なぜ同和問題のウェイトが高くなっているのか」という疑問は自由記述欄でも指摘されている。少なくない市民が同様の違和感を抱いていることが推察されるが、この点について改めて市民に理解してもらうことも人権に関わる教育・啓発における重要なテーマであり、本論中で意識して記述していくことになる。

なお、個々の質問への回答結果と属性別の集計表については『報告書』に記載されているページ数を【 】内に示しているのものでそちら（注）を参照いただきたい。ここでは、回答率の多い項目から並べ替え、過去との変化を示すなど加工したものを文中に掲載している。

（注）大阪市のホームページには、「人権問題に関する市民意識調査」のポータルサイトが設けられており、過去3回の調査結果に分析レポートを含めてアクセスが可能である。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000559689.html>)

また、2020年度調査の報告書は次のURLに掲載されている。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000538215.html>)

2. 回答者の属性と「暮らし向き」

○年齢構成

回答者の年齢構成をみると、70歳以上が4分の1、60、50、40、30歳代が15～16%、20歳代が8%であった。若年層については、種々の理由によりこの種の社会調査に対する回答率が低い傾向があり、今回の調査についても若い年齢層からの回答が占める割合が市

全体の年齢構成よりもさらに低くなっている【表 5、8 頁】。人権問題に関する意識や教育経験は年代によって大きな違いがあることから、以下の整理、分析においても年齢別の回答傾向に注目する必要がある。

○学歴

回答者の最終学歴は、高卒 36%、短大・専門学校卒 24%、大卒 26%という構成である。これは高学歴化の趨勢を反映したもので、1985 年の同じ調査では短大・大学を合わせた率が 23.8%だったのに対して今回は 50%にまで上昇している【表 7、10 頁】。

○職業

続いて職業構成について過去の結果との比較でみると、90 年調査の 8.2%から 15 年の 16%まで上昇していた「派遣社員、契約社員、非常勤職員、アルバイト、パート勤め」の率がさらに 19.7%と 2 割近くにまで達している。それに対して「民間企業・団体の従業員」は 28.9%（85 年）から 22.6%に減少しており、正社員から非正規雇用への置き換えがさらに進んでいることがわかる。

また、85 年の 23%から 15 年の 10.9%まで一貫して減少していた「自営業、自由業（と家族従事者）」の比率が 14.1%へと反転して増加している点が注目される。この変化は、従来型の「自営業」の増加ではなく、ウェブデザイナー等の IT 関係の従事者や食品の宅配サービス従事者など、「個人事業主」として働くケースの増加によるものではないか。そうであるならば、「非正規雇用」拡大の表れと解釈すべきだろう【表 8、11,12 頁】。

○「暮らし向き」

上述した非正規雇用の増大に加えてコロナ禍による雇用の急激な縮小（それは非正規雇用の労働者から先に仕事を失うかたちで進んだはずである）が重なることで、日本全体、そして大阪においても市民の生活状況は厳しさを増していることが予想される。そうした状況が「暮らし向き」についてたずねた問 28 の回答に現れることを想定していたが、「よい」が 17.1%から 22.2%に増加、「よくない」が 9.8%から 6.7%に減少しているなど、全体として「暮らし向き」が「よい」とする回答が増加するという結果となった【表 12、13 頁】。

勤務する企業が倒産して職を失うなど生活状況の深刻な悪化を経験しているのは市民のうちの一部にとどまっている。しかし、今回みられた「よい」方向への回答の変化の背景に家計の客観的な好転があるものとは考えにくい。

解釈としては、90 年代後半以降の格差・貧困問題への関心が広がっていたところに直近のコロナ禍による困窮者増のニュース報道などが加わり、「悲惨な状況に陥る人々が日本中で、そして大阪で増えている」との認識がもたれ、それと比べての自身の「暮らし向き」を相対的に「よい」ものとして評価する受け止め方につながったという背景があるのではないだろうか。

この認知バイアスに原因を求める解釈の当否は別として、意識を問う質問への結果と客観的な生活状況や経験の間にはズレがみられる場合があることを念頭に置いて一連の結果を読み取っていく必要があるだろう。

3. 人権問題に関する意識状況

3-1. 「人権についての関心」

「あなたは「人権」について関心がありますか」という質問（問1）に対して、4分の1を超える人が「関心がある」と答え（26.6%）、「少し関心がある」（42.6%）という回答と合わせて全体の7割近く（69.2%）が人権に関心があると回答している【表1-1-1、16頁】。この数値は2015年の調査での同じ質問への回答とほぼ同じものである。それでは、個別の人権課題を20項目並べてそれぞれへの関心をたずねた問2への回答については、前回調査と比べて変化が見られるだろうか【表1-2-1、19頁】。

以下は、20項目のそれぞれについて「関心がある」「少し関心がある」を合わせた数値の高いものから順番に並べ、回答率の増減を付記したものである。

- ① 子どもの人権（90.5%）+0.8
- ② 個人情報の流出や漏洩の問題（86.5%）+2.5
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題（85.7%）〔新設項目〕
- ④ 女性の人権（83.3%）+6.3
- ⑤ 障がいのある人の人権（81.6%）+0.6
- ⑥ 高齢者の人権（81.4%）-1.1
- ⑦ 犯罪被害者とその家族または遺族の人権（80.1%）+15.1
- ⑧ インターネットによる人権侵害（79%）+14.6
- ⑨ 北朝鮮当局による拉致問題（77%）+3.5
- ⑩ 東日本大震災に起因する人権問題（75.5%）-1.5
- ⑪ パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント（75.1%）〔新設項目〕
- ⑫ 性的搾取、強制労働など人身取引の問題（67.5%）+13.2
- ⑬ HIV感染者やハンセン病回復者などの人権（60.9%）+3.7
- ⑭ 外国人の人権（59.9%）+10.2*
- ⑮ 同和問題に関する人権（58.8%）+5.9
- ⑯ ヘイトスピーチ（58.1%）+5.8
- ⑰ LGBTなどの性的少数者（54.6%）+18.2*
- ⑱ ホームレスの人権（48.9%）+7.1
- ⑲ 刑を終えて出所した人の人権（44.7%）-4.7
- ⑳ アイヌの人々の人権（40.7%）+2.4

- * 「外国人の人権（就職差別、住宅入居拒否など）」は、2015 年調査では「外国籍住民の人権（カッコ内の例示内容は同じ）」という表現でたずねた。
- * 「LGBT などの性的少数者に関する人権」の項目は、2015 年調査では「性的指向が少数派の人々（同性愛、両性愛など）の人権」、「性同一性障がい（身体の性と心の性が一致しない状態）の人々の人権」の 2 項目に分けてたずねている。それぞれの回答率は 36.4%、41.4%で、表には前者の数値を記した。
- * 「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題（職場や学校などでの差別、誹謗中傷など）」の一項目が新たに加えられた。

15 年調査と同様に、関心が高い項目は「子ども」「個人情報」「女性」「障がい」「高齢者」など身近にあり自身が当事者になる（可能性のある）ものである。さらに、今回新設した「新型コロナウイルス感染症」の高さも、身近に被害や影響が感じられていることの表れであろう。

また、上記した項目に比べて関心度がやや低い項目を含め 15 年の調査から回答が増加したものとしては、「LGBT」「犯罪被害者と家族」「インターネット」「性的搾取」「外国人」などがあげられる。近年関心を集めた事件や当事者による活動とその報道の影響が背景にあることが推測できるほか、「インターネットによる人権侵害」については自身が被害を受ける懸念が高まっているのかもしれない。続く質問にも「インターネット」関連のものが用意されており、それらの結果に引き続き注目していくことにする。

なお、年齢別にみると「高齢者」への関心は若年層で低く、反対に高齢層については自身の問題である「高齢者」の回答率が高いことに加えて「北朝鮮当局による拉致問題」の回答率も高く、この項目についての全体の数値を押し上げている【表 1-2-2、22～25 頁】。

○関心の程度の違い

問 2 の回答で 1 位から 9 位までの項目については「関心がある」の回答率が「少し関心がある」を上回るのに対して、それ以下の項目では「少し関心がある」の回答率の方が高くなっていることから、2 つの選択肢の合計の数値以上に市民の関心の程度は異なることがわかる。こうした傾向は、問 2-1 「とくに深刻な問題と考えるもの」を 3 つまで上げてもらった質問への回答からも明確に読み取れる【表 1-3-1、33 頁】。「子どもの人権」が 50.7%で最も高く、「新型コロナウイルス」「インターネット」「女性」「個人情報」の 4 項目が 3 割前後で続く。さらに、「高齢者」「障がい」「北朝鮮による拉致」「ハラスメント」までが 10%を上回っている（「北朝鮮の拉致」は回答者数の多い高齢者が選択する率が高いことによる）。

3-2. 解決のための交流・イベントへの参加

多くの人権課題について 8 割を超える市民が「関心がある」と答えているが、「解決するための交流・イベント等の取組みに参加したことがありますか」と参加の有無をたずねた問 2-2 の結果をみると、「参加したことがある」という人は 1 割にとどまる。さらに、参加経

験者に「また参加したいですか」とたずねた問2-3aに対して「参加したい」という回答は半数であった。ただし、全体の9割近くを占める非経験者に「どのようなイベントなら参加しようと思いますか」と質問した問2-3bの結果をみると、「関心がない」とする回答はそのうちの3割弱であり、「内容が魅力的」で「参加しやすい」ものであれば参加が見込めることが読み取れる【表1-4-1、1-5-1、1-6-1、38～45頁】。

4. 差別に関する認識と意識の状況

4-1. 「差別」についての考え方

続く問3では、「一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか」とたずね、14の項目それぞれに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」に「わからない」を加えた5つの選択肢を用意した【図2-1、50頁】。以下は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた数値の高い項目から並べ、15年調査からの変化をカッコ内に付記したものである。

- ① 「差別行為を行うことは、許されないものである」91.2% (←88%)*
- ② 「差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」82% (←79.3%)
- ③ 「差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある」80.4% (←79.1%)
- ④ 「差別意識をもつことは、許されないものである」79.6% (←88%)*
- ⑤ 「差別をなくすために、行政が努力する必要がある」78.1% (←81.7%)
- ⑥ 「差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である」69.7% (←69.9%)
- ⑦ 「どのような手段を使っても、完全に差別をなくすことは困難である」69.2% (新設)
- ⑧ 「差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある」59.3% (←64.0%)
- ⑨ 「差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある」57.8% (←60.5%)
- ⑩ 「差別は法律で禁止する必要がある」51.8% (←53.8%)
- ⑪ 「差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある」36.5% (←50.5%)
- ⑫ 「差別の原因には、差別されている人の側に問題があることも多い」28.5% (←37.3%)
- ⑬ 「差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」15.8% (←23.7%)
- ⑭ 「差別の問題は、差別を受ける人の側の問題であり、自分には関係がない」9.0% (新設)

*2015年の調査との変更点として「差別意識をもつこと」と「差別行為を行うこと」を別項目でたずね（15年調査では「差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されな

いものである」との設問で 88%が同意する回答)、さらに「差別行為を完全になくすことは困難である」「自分には関係がない」の 2 つを新設項目として加えている。

回答から見える傾向、特徴として以下の点があげられる。

まず、差別を許されないものとする意識の定着である。「差別行為を行うこと」に 9 割超、「差別意識をもつこと」についても 8 割の回答者が「許されない」に同意する回答をしている。新設項目である「差別問題は自分には関係ない」への同意が 1 割弱という結果も、同様の傾向の表れといえるだろう。

さらに、差別をなくすための「教育・啓発の必要性」「行政による努力」「差別による格差をなくす行政の支援」にも 8 割前後が同意する回答となっている。

また、「差別されている人の話を聴く必要」「差別されている人々との交流」「差別されている人が社会に訴える必要」についても 8 割から 6 割の同意があり、差別を受けた当事者の主張を認め、それに耳を傾けようとする意識が広がっていることの表れといえる。なお、「法律による禁止」については賛否なかばの回答である。

それでは、「どのような手段を使っても、完全に差別をなくすことは困難である」という設問に対して 7 割近い 69.2%が同意している点についてはどのように考えるべきだろうか。差別問題の解決にとって悲観的な意識が多くの市民に持たれているという解釈も可能だが、他の回答結果と突き合わせて考えれば、設問文中の「完全になくす」という文言が影響したものだと考えるのが妥当ではないだろうか。

さて、2015 年の回答と比較してみると、多数の項目について回答率と順番に大きな変化はない。しかし、網掛けをした⑪⑫⑬の 3 項目については、回答率の低い項目であり減少の幅自体はそれほど大きなものではないとはいえ、そこに見られる変化に注目すべきではないだろうか。これらの項目にみられる変化は、差別される側に原因を求め、今ある差別をそのままにしておけばよいとする意識の低下を表すものといえる。

筆者は同じ 2015 年と 2020 年に堺市で実施された市民意識調査にも分析担当者としてかわっており、問 3 に似た質問への回答にみられた同様の变化について総括の文章で言及している。他の設問では 5 年間での変化がほとんどみられないなか、以下の項目では変化が見られたのである。

項目	賛成	反対
差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要	+14.5	-16.2
差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	-15.9	+15.1
学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべき	-11.4	+10.3
競争社会だから、能力による差別が生じるのはしかたがない	-10.1	+9.6
介護介助を受ける高齢者や障害者が自己主張するのはよくない	-8.5	+7.1
権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えた	-7.4	+7.9
個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべき	-6.9	+5.5

*『第 8 回 堺市民人権意識調査報告書』から転載

堺市と大阪市の調査では設問の表現に違いはあるものの、ここで取り上げた項目群で見られた 5 年前の結果との変化は、不利益や差別を被っている人たちの存在に共感し、苦境についての訴えや権利の主張に耳を傾けようとする意識の高まりを現わしているといえるのではないかな。また、その背景には、コロナウイルス感染症によって惹き起こされた生きづらさや権利の侵害、差別にまつわる報道があり、さらに、貧困の拡大がもたらした事態や世界中で起きている権利を侵された人々が声を上げる動きも、人々の意識に影響を与えているのではないだろうか。

4-2. 「差別」についての考え方に影響を与えたもの

続く問4では、「問3の回答に関して、あなたが、差別というものの考え方について影響を受けた程度に関して」12の項目について答えてもらっている【表2-2-1、61頁】。以下に、「強く」「ある程度」影響を受けたという2つを合わせた回答率の高い項目から順番に並び、若年層の傾向を見るために20歳代の回答結果を右端に示した（丸数字は順位）。

① 「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍など」 67.9%	①77.6%
② 「学校の授業・講義」 51.7%	③63.8%
③ 「友人や知人とのかかわり」 50.7%	④60.3%
④ 「インターネット上の情報など（行政によるものを除く）」 48.9%	②72.4%
⑤ 「自分の身近で起きた差別事例」 47.1%	⑤48.3%
⑥ 「家族や親せきとのかかわり」 43.1%	⑦44.8%
⑦ 「隣近所の人とのかかわり、自治会や子供会などの地域活動」 31.6%	⑨29.3%
⑧ 「職場の研修」 31.1%	⑥44.9%
⑨ 「行政による広報紙・SNS・ホームページ等の記事」 29.9%	⑧34.5%
⑩ 「当事者（団体）や支援団体との交流会・イベント」 20.4%	⑩27.5%
⑪ 「企業や民間団体（PTAを含む）が主催する講座・講演会・研修会」 19.6%	⑫17.2%
⑫ 「行政が主催する講座・講演会・研修会」 16.9%	⑪24.1%

「テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍など」が7割弱と最も高く、5割弱の「インターネット」を含め、マスメディアやネットで流される情報を受けて差別についての考え方が形成されているという傾向が確認される。さらに、友人・知人、家族・親戚、隣近所の人など身近な人々とのやり取りのなかで、という回答が5割から3割にのぼり、「自分の身近で起きた差別事例」から「考え方について影響を受けた」と答える人が半数近くいることも注目される。

これらの結果から、マスメディアやネットで得られる情報と、身近な人々とのやり取りと

いう2つが差別についての考え方に影響を与えるものとなっている傾向が浮かび上がってくる。それらが、後にみるように差別的な内容も含んだ多種多様なものであるのに対して、「差別は許されない」「人権は守られなければならない」というメッセージを伝えようとする経路として「学校の授業・講義」や「職場の研修」、行政による「広報紙」や「講座・研修会」などがあげられる。それらのうち、「学校の授業・講義」の回答率は半数を超えるもののテレビなどのメディア経由よりも低く、職場の研修、行政の広報紙・研修会、民間の研修会等は3割から2割弱と低い値となっている。

ここまで全体の回答傾向をみてきたが、年齢による大きな違いが予想される。右端に示した20歳代の回答結果に注目すると、若年層ではマスコミとネットからとする率が7割を超え大きな影響力を持っていることがわかる。友人・知人の回答率も7割と並んでおり、ネットなどで得た情報を友人の間で共有するというルートもあることが予想される。

「学校・講義」で影響を受けたとする者の比率も年齢によって大きく異なる。学校で差別や人権の問題が盛んに取り上げられるようになるのは現在の60歳以下の世代であり、回答者全体の4分の1を占める70歳代以上では「影響を受けた」とする回答は2割にとどまる。

それに対して若い年齢層では「学校の授業・講義」が6割を超え全体よりも高くなっているが、この結果の読み取りには注意を要する。年齢別に見ると、40歳代、30歳代では7割を超えているのに対して学校生活を経験してから間もないはずの20歳代では63.8%と減少している点を見過ごすことはできない。【表2-2-2、64～65頁】。この点については、問7、8について整理する部分で改めて検討したい。

4-3. 結婚相手を考える際に気になること

問5では、「結婚相手やパートナーを考える際、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなたやお子さんの場合を思い起こし、気になる項目を選んでください」とたずね、10の項目から複数回答で答えてもらった【表2-3-1、71頁】。回答率の多い項目から並べ替えたものを以下に示す。

- ① 「経済力、学歴、職業」 49.3%
- ② 「相手やその家族の宗教」 39.4%
- ③ 「国籍や民族」 28.2%
- ④ 「相手やその家族に刑を終えて出所した人がいるかどうか」 23.7%
- ⑤ 「離婚歴」 22.0%
- ⑥ 「家柄」 21.9%
- ⑦ 「同和地区出身かどうか」 16.8%
- ⑧ 「相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか」 13.9%
- ⑨ 「ひとり親家庭かどうか」 4.0%

⑨ 「その他」 4.0%

* 「とくに気になることはない」 23.0%

結婚相手の経済力は新しく家族をつくろうとする際には切実な考慮点となっていることが読み取れる。比較的若い年齢層、高学歴層で高くなる傾向もみられるが、これについては「より高い学歴、評価の高い職業の相手と」というよりは、現在の生活を維持するための考慮点として重視されているのではないだろうか。「離婚歴」についても同様の回答傾向がみられる。

相手本人の離婚歴は新たに家族を形成する際に考慮されるが「ひとり親家庭」の出身かどうかについて「気になること」として選択される比率が低い点は「家族ではなく本人を見る」という点で評価される。

相手や家族について宗教、国籍や民族、出所者の存在、家柄、障がい者の存在について3割から1割の回答者が「気になること」として選択しており、これらの項目については年齢による大きな違いは見られない。「結婚相手やパートナーを考える際、気になること」がただちに忌避意識につながるものではないし、宗教や国籍、民族が「気になる」のは相手との共同生活を想定する際に自然なことかもしれない。しかし、相手の家族を含めて「障がいのある人」「刑を終えて出所した人」がいるかどうかを気にすることは差別的な忌避意識の表れというべきである。

「同和地区出身かどうか」を選んだ率は全体で17%であり、このうち10、20歳代では低い値となっているが50、60歳代で2割を超える水準まで増加している。若い世代では差別的な意識が抱かれていないが、年齢を重ねるとともに親など身近な人からの影響を受けて考慮点となる、という変化がそこにあるのかもしれない【表2-3-2、72頁】。

4-4. 住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識

続く問6では「住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、物価や立地条件などが希望にあっても、次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか」とたずね、5つの項目について「避ける」「避けない」を5つの程度に分けて答えてもらった【表2-4-1-1、74頁】。以下に、「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」を合わせた回答率の高い順に並べた結果を示す。

① 「同和地区の地区内である」 47.7%

② 「近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」 39.9%

③ 「小学校区が同和地区と同じ区域になる」 38.3%

④ 「近隣に外国人が多く住んでいる」 35.0%

⑤ 「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」 30.4%

「どちらかといえば」を含めると、項目として挙げられた理由で住宅を「避ける」とする回答が 5 割弱から 3 割であり、同和地区の地域内、小学校区が同和地区と同じという項目では明確に「避けると思う」という回答がそれぞれ 22%、15%と相対的に強い忌避意識が向けられていることがわかる。また、同和地区に関わる 2 項目の回答は「わからない」とする率も高くなっているが、これは同和地区について知らない、イメージできない回答者が含まれることによるものだろう。

また、すべての項目について、70 歳代以上で大きく回答率が下がることを除いては年齢による大きな違いはない。ただし、同和地区に関わる 2 項目については 50 歳代を中心に上の年齢層にピークがみられる。先の結婚の忌避意識も含め、同和问题については年齢とともに意識する度合いが高まるが、70 歳代以上になると部落への忌避意識については低下するという結果となった。

問 6 については、さらに問 6-1 で「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」と回答した人に対して「住宅の購入や入居を避けるのはなぜですか」と理由をたずねている【表 2-4-2-1、80 頁】。回答率の高いものから並べて以下に示した。

- ①「治安の問題などで不安があるから」 69.5%
- ②「生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから」 49.0%
- ③「次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるをえなかったりすると思うから」 26.1%
- ④「学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから」 18.7%
- ⑤「自分もその地域の住人と同じだと思われるのが嫌だから」 17.9%
- ⑥「とくに理由はないが、なんとなく」 14.8%
- ⑦「その他」 5.0%

この結果を読み解く際に注意しなければいけないのは、「問 6 の（１）～（５）のような場合に」とたずね、５つのケースを合わせて回答を求めている点である。同和地区、生活困難者や外国人の居住、精神科病院や施設など、対象によって忌避する理由は異なることが予想されるのだが、その関連まで含めた分析はできない。

7 割近い回答率で最多となっているのは「治安の問題」などでの不安を理由とするものであり、「生活環境や文化の違い」などによるトラブルを心配するという回答が 5 割でそれが続いている。これら 2 項目については、20 から 50 歳代で比較的高い回答率となっていることも特徴的である。

さらに、転居の際の価値下落、子どもの学力問題が 2 割前後で続き、特に同和问题を意識した理由だと思われる「自分もその地域の住人と同じだと思われるのが嫌だから」の回答は 17.9%という結果であった。この項目は年齢が上がるとともに回答率が高まっており、若い年齢層では忌避意識が低く、加齢とともに差別的なメッセージと出会い忌避する意識が高

まっていくなというメカニズムがここでも働いているのではないだろうか【表 2-4-2-2、81 頁】。

5. 同和問題（部落差別）に関する意識の現状と今後の展望

5-1. 部落を差別する言葉や意識を知ったきっかけ

問 7 は「あなたが、同和問題（部落差別）について、部落差別をしたり、部落差別の意識を助長するような言葉や意識を、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか」と問い、選択肢のうち 1 つに○をつけてもらった【表 3-1-1、84 頁】。以下に、回答の多いものから並べたものを示す。

- ① 「家族や親せきの話」 18.0%
- ② 「テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍など」 12.5%
- ③ 「その他」 12.1%
- ④ 「学校の同級生などの話で」 7.9%
- ⑤ 「地域の人のお話で」 6.3%
- ⑥ 「職場の人のお話で」 4.4%
- ⑦ 「自分の身近で部落差別があった」 1.5%
- ⑧ 「インターネット上の情報などで」 1.1%
- * 「覚えていない」 8.1%
- * 「見聞きしたことはない」 4.4%
- * 「同和問題（部落差別）について、知らない」 3.9%

回答のうち、「その他」に○をつけた人が 88 人（12%）おり、全員がその具体的な内容を記載をしている。そのうち、「学校の授業で」30 人、「小学校で」41 人、「中学校で」3 人、「高校で」1 人の合わせて 75 人が「学校で」と答えており、そのなかには「同和教育、同和問題、人権教育」「道徳」の授業で知ったという付記があるものが 23 人、「差別をなくそうという授業を受けた」「副読本」「にんげん」などの具体的な記載もある。

調査票を作成する段階では、「差別を助長する」言動や情報に接した初めての経験をたずねる目的で設けた質問であるため選択肢の項目としては除外していたが、学校の授業で「部落差別は許されない」ことを伝えるために差別を表す言葉や事件に言及することは当然であり、上記したように「学校の授業」が回答に記されるのは自然なことである。質問の文章のなかに「学校の授業で学んだものを除いて」などの注記が必要であった。

さらに、学校の授業で知ったという「その他」欄の記載内容のなかには、「知ったがゆえに「差別」意識を助長した」「習わなければ知らないですんだ」という、いわゆる「寝た子を起こすな」という考えと重なる経験が 3 例記されている。これらの内容を記した人については、学校の授業が「差別の意識を助長する」ものとして受け止められたことがわかる。

この問題は、最後に改めて触れるが、教師側の意図とは別種の印象、理解を強烈なかたちで与えてしまう危険性がある、ということを重く受け止める必要がある。

それでは、「その他」以外の選択肢への回答に目を移そう。「家族や親せき」が18%で最も高く、「テレビ・映画・新聞・雑誌・書籍など」12.5%、「学校の同級生など」7.9%、「地域の人」6.3%、「職場の人」4.4%と続いている。

「インターネット」で知ったとする人は1%ほどでわずかだが、「テレビ等」で知った人は1割を超えている。ネットからの情報を含め、どのような媒体から、どのような内容が伝えられているのかを把握する必要があるだろう。

回答率が最も高かったのは「家族や親せき」であり、「学校の同級生」「地域」「職場」の人などを併せると36.6%と回答者の3分の1を超える。ここから、日常生活のなかで身近な人間関係を通して部落差別に関わるメッセージが受け取られていることがわかる。

また、1.5%と率はわずかではあるが、「自分の身近で部落差別があった」という回答があり、「その他」の中にも「友人が出身だった」「友人の兄が結婚を反対された」「家の近くに同和地区があった」「地区で生まれ育った」という記載が見られた。大阪市においては、部落差別が身近にある問題であり、だからこそ周囲の人々の間で話題にされ差別意識が引き継がれる土壌が残っていることをこれらの結果から確認することができる。

5-2. 同和問題に関する学習経験

問8では、「同和問題（部落差別）について、学習した（または啓発などを受けた）ことがありますか」とたずね、あわせて「どの程度、理解が深まりましたか」と学習経験の質についても問うている【3-2-1、88頁】。

なお、問8から問10までは、先の問7で「同和問題（部落差別）について、知らない」と回答した28人を除く698人が回答している。

「理解が深まった」「理解が深まらなかった」を合わせて、学習経験があるという回答率の高いものから並べ替え、合計の率と理解が「深まった」「深まらなかった」とする回答率をそれぞれ付したものを以下に示す。

- ① 「テレビ番組や映画などを観た」40.4%（30.4と10.0）
- ② 「小学校での授業」30.8%（21.3と9.5）
- ③ 「書籍などを読んだ」25.0%（19.8と5.2）
- ④ 「中学校での授業」23.7%（16.5と7.2）
- ⑤ 「行政が作成した資料・広報・SNS・ホームページなどを見た」14.5%（7.6と6.9）
- ⑥ 「高等学校での授業」14.2%（9.2と5.0）
- ⑦ 「職場の研修」12.9%（10.6と2.3）
- ⑧ 「同和地区の人との交流などを通じて、同和問題（部落問題）について学んだ」8.5%（6.2と2.3）

- ⑨ 「企業や民間団体（PTA を含む）主催の講座・講演会・研修会」 8.0%（5.7 と 2.3）
- ⑩ 「大学・専門学校等での授業・講義」 7.6%（4.9 と 2.7）
- ⑪ 「行政主催の講座・講演会・研修会」 6.3%（3.7 と 2.6）
- ⑫ 「その他」 4.5%（3.4 と 1.1）

この質問で用意した 12 の項目の 1 番目から 4 番目に小・中学校、高校、大学等での授業をおいたのは、「同和問題について学習した」という問いの答えとして学校で学ぶ人が多いはずだという想定からであった。しかし、最も回答率が高い項目は「テレビ番組や映画」の 40.4%であり、そのうち「理解が深まった」とする回答の率も 30.4%でトップとなった。「書籍」についても 25%で 3 番目に高く、「理解が深まった」という率も 19.8%であり、これら個人で選択的に情報を得る、接する経験が同和問題学習の主要な経路となっているという結果がまず注目されるところである。

近年、NHK で人権をテーマにしたバラエティ番組が制作され、部落問題をとりあげたことが話題となったが、その視聴率は高いものではなく、3 割が「理解が深まった」と回答する「テレビ番組や映画」とはいったいどのような内容なのかについて情報を集める必要があるだろう。「書籍」についても同様である。

それでは、学校での授業についての回答に目を移そう。小中学校については 40 歳代で最も高くなり（「理解が深まった」「深まらなかった」を合わせた回答率が小学校で 55.6%、中学校で 41.8%）、それより若い年齢層では 3 割台に下がる結果となった。高校で学んだとする率は 20 歳代で 28%と最多となっている【表 3-2-2、90、91 頁】。また、「学校での授業」における「同和問題（部落差別）に関する学習経験」については「おぼえていない」という回答が 3 割含まれ、このうち 20、30 歳代の小中学校についての回答では 4 割を超えるまでになっている。こうした結果からは、近年、小中学校で同和問題について教えられるウェイトが以前と比べて小さくなっていることがうかがえる。

こうした傾向について、今回の調査ではこれ以上確かめることはできない。重要な問題であるため、ここではそうした傾向が確認されている他市で実施された調査結果を示しておきたい。豊中市が 2013 年に行った「人権についての市民意識調査」では、学校で「差別や人権に関する教育を受けた」とする率が 40 歳代以下で 8 割を超えているが、その頻度は最近学校教育を経験した若い世代で大きく減少している（50 歳代から 30 歳代では「ほぼ毎週」「月に 1～2 回」を合わせた率が 3 割強であったものが 16～19 歳という最も若い年齢層ではその率が半分に減り「年に数回」が半数以上となっている。ただし、各年齢層に「覚えていない」とする回答が 3～4 割含まれているため、実態を示すものというよりも傾向を確認する手がかりとするべきだろう）。さらに「どのような内容を教わりましたか」と教育内容をたずねた質問についてみると、複数の人権問題が選択肢としてあげられたなかで「同和問題」を選択した率が 50 歳代から 30 歳代では 8 割前後であったのに対して 16～19 歳で 26.7%に急落しているのである（豊中市『人権についての市民意識調査 報告書』2014 年

3月)。

これは、学校で学んでいない、学んだとしても記憶に残っていないとする層が若年層で増えているという大阪市の結果と重なる結果である。さらに、この問8で「学校での授業」で学習したとする回答については、「理解が深まらなかった」の数値が「理解が深まった」に対して半分から3分の1の回答率となっており、その内容、質についても問われるべき課題である。

成人を対象とする研修、講座については他と比べて低い回答となっているが、そのなかでは「職場の研修」が12.9%となり、企業や民間団体、行政が主催するものよりは高い回答率であり、「理解が深まった」という回答も10.6%と比較的高いものとなっている。

5-3. 同和問題に関する差別意識についての認識

問9では、「あなたは、大阪市において、同和問題（部落差別）に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思いますか」とたずね、4つの選択肢を用意した【表3-3-1-1、98頁】。

「現在も残っている」とする回答が最も多く32.2%、「弱まりつつある」の25.4%を合わせて6割近くの市民が差別の存在を認めており、「もはや残っていない」は7.4%、「わからない」とする回答が31.9%であった。

さらに「現在も残っている」という選択肢への回答を年齢別にみると、50歳代までの若い年齢層で4割近い率であるのに対して60歳代以上になると25%前後に低下している点が目を引く結果である。

続く問10では、就職と結婚に絞って部落差別の現状と将来についてのイメージをたずねている。具体的な質問としては、「現在、就職や結婚等について、同和地区の人への差別は残っていると思いますか。また、それは、近い将来、なくすことができると思いますか」と問い、4つの選択肢で答えを求めた。

結果は、「就職について」「結婚等について」とともに、「現在も差別は残っており、近い将来もなくすことが難しい」という回答が2割前後（18.2%と22.3%）、「現在も差別は残っているが、近い将来なくすことができる」を選択した人が2割強（ともに23.5%）、「現在すでに差別はなくなっている」とする回答が1割前後（12.5%と7.7%）となり、半数近くが「わからない」と答えている（44.0%と44.1%）【表3-4-1、111頁】。

さらに年齢別にみると、先の問9と同様、「現在も残っており、近い将来もなくすことが難しい」という回答が60歳代、70歳代以上で少なくなるのに対して、それより若い年齢層では増えるという傾向がみられる【表3-4-2、112頁】。

5-4. 同和問題にかかわる考え方

順番としては前後するが、問9と連続する質問として「同和問題（部落差別）にかかわる考え方」を11項目示し、「あなたはどのように思われますか」とたずね、「わからない」を含む3

択で回答を求めている（問 9-1）。

以下に「そう思う」と同意する回答率の高いものから並べ替えたものを示す。

- ① 「「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的や内容についての社会全体の認知度は十分とは言えない」 45.1%
- ② 「同和問題（部落差別）の解決への取組みについての社会全体の理解は十分とは言えない」 41.8%
- ③ 「同和問題（部落差別）に関する昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多い」 38.4%
- ④ 「同和地区の人は、現在も行政から優遇されている」 27.9%
- ⑤ 「結婚等や住居の移転などに際して、同和地区やその出身者と関わることにより、自らも差別されるかもしれないとおそれがある」 27.2%
- ⑥ 「同和問題（部落差別）を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがある」 23.5%
- ⑦ 「自分の身近な人が話している内容は、同和問題（部落差別）が現在も残っているとの印象を受ける」 23.2%
- ⑧ 「同和問題（部落差別）に関してこれまで行われてきた教育や啓発の手段では、限界がある」 22.2%
- ⑨ 「部落差別を助長するような情報がはんらんしている」 14.8%
- ⑩ 「同和地区に住む友人や知人との交流を通じて、同和問題（部落差別）が現在も残っているとの印象を受ける」 14.8%
- ⑪ 「同和地区の人は、現在も生活困難な状況にある」 6.4%

2016 年に施行された「部落差別解消推進法」についての認知度が十分ではないとする項目に同意する回答が最も多い 45.1%となり、それに続く項目が「同和問題の解決への取組みについての社会全体の理解」が不十分であるとするもので 41.8%であった。学校で学んだという経験が若い年齢層で減少し行政による研修や広報で知る機会についても経験者が限られているなかで、同和問題についての知識が伝えられるルートが以前と比べて狭まっていることが上記した 2 項目の回答傾向につながっているのではないだろうか。

3 番目に高い回答率となっているのが「昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多い」で 38.4%と 4 割近くが同意し、「自分の身近な人が話している内容は、同和問題が現在も残っているとの印象を受ける」への 23.2%の同意も含めて、周囲の身近な人たちのやり取りから差別の存在と差別意識が伝えられている状況を読み取ることができる。公然と差別的なメッセージが示されている状況ではないとしても、「部落差別を助長するような情報がはんらんしている」という項目に 14.8%が同意しているという結果については、インターネットなどで流布される情報の内容について把握する必要を痛感させるものであ

る。この項目について 20 歳代の回答率が 28.0%と最も多くなっていることも、その必要性を示唆するものである。ちなみに、先の問 7 では「インターネット上の情報など」で知ったとする回答は 1.1%とごくわずかであったが、これは「はじめて知った」経路をたずねる質問であった。

続く 4 番目に高い回答率の項目をみると「同和地区の人は、現在も行政から優遇されている」の 27.9%であった。同和対策事業は 2002 年に根拠となる法律が失効したことによって終結している。同和対策事業を「行政による優遇」とする受け止めについては部落差別という歴史的経緯を踏まえた理解が求められるのだが、それと同時に、「現在」も続いているという誤った認識を 3 割近い人が抱いている現実と真摯に向かい合う必要があるだろう。かつての同和対策事業、部落差別をなくすために行われた運動と取り組みの歴史と成果、現状についての知識を発信する努力が不可欠である。この問題については、最後に改めてふれることにする【表 3-3-2-1、3-3-2-2、101、104 頁】。

6. 人権問題に関する経験

6-1. インターネットにおける人権侵害への認識

問 11 では「インターネットにおける人権侵害に関することで、どのような問題があると思いますか」とたずね、用意した 13 の項目について当てはまるものすべてに回答を求めた。

- ① 「他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること」 80.4%
- ② 「フェイクニュースや誤った情報が拡散されること」 67.9%
- ③ 「SNS（LINE や Twitter など）による交流が犯罪を誘発する場とされてしまうこと」 58.7%
- ④ 「こどもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」 58.4%
- ⑤ 「インターネットが悪質商法の取引の場とされてしまうこと」 47.2%
- ⑥ 「書き込んだ人を特定するための手続に時間を要すること」 44.6%
- ⑦ 「わいせつな画像や残虐な画像などが掲載されること」 44.4%
- ⑧ 「問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること」 42.1%
- ⑨ 「差別を助長するような情報が掲載されること」 38.7%
- ⑩ 「捜査対象となっている未成年者の名前や顔写真が掲載されること」 25.3%
- ⑪ 「わからない」 7.6%
- ⑫ 「その他」 2.1%
- ⑬ 「とくに問題があると思わない」 0.7%

プライバシーを侵したり誹謗中傷する情報が掲載されることを問題だとする回答が 8 割

と最多であり、誤った情報が流されたり犯罪やいじめを誘発する、悪質商法の取引の場となることを危惧する回答が続いている。「問題があると思わない」という回答は1%にも満たず、多数の市民がインターネットにおける人権侵害について問題視していることがわかる。なお、「差別を助長するような情報が掲載されること」について「問題あり」とする回答は4割弱であり、実際のインターネットによる人権侵害の経験については続く問13-2で関連する結果が示されている【表4-1-1、114頁】。

6-2. 人権問題についての学習経験と分野、印象

問12では、22の項目をあげ、「次の人権問題について、あなたが、学習した（または啓発などを受けた）ことのある分野すべてに○をつけてください」とたずね、続く問12-1では「その中で、一番印象に残っている分野」を選んでもらう質問をしている。以下に、学習経験率の高い項目から並べて示し、カッコの中に「一番印象に残った」とする回答率を記載したものを示す【表4-2-1-1、118頁】。

- ①「女性の人権問題」42.0%（3.7%）
- ②「同和問題（部落差別）」41.6%（8.5%）
- ③「障がいのある人の人権問題」39.4%（3.3%）
- ④「こどもの人権問題」34.3%（9.6%）
- ⑤「パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのハラスメント」31.1%（3.3%）
- ⑥「個人情報の流出や漏えいの問題」30.3%（3.7%）
- ⑦「北朝鮮当局による拉致問題」27.3%（5.1%）
- ⑧「新型コロナウイルス感染症に関する人権問題」24.5%（2.9%）
- ⑨「インターネットによる人権侵害に関する問題」23.4%（2.1%）
- ⑩「LGBTなどの性的少数者の人権問題」23.3%（2.8%）
- ⑪「HIV感染者やハンセン病回復者などの人権問題」22.5%（1.9%）
- ⑫「外国人の人権問題」22.3%（0.8%）
- ⑬「高齢者の人権問題」21.3%（0.8%）
- ⑭「犯罪被害者等の人権問題」15.2%（0.6%）
- ⑮「ヘイトスピーチ」14.7%（0.6%）
- ⑯「性的搾取、強制労働など人身取引の問題」13.6%（0.0%）
- ⑰「東日本大震災に起因する人権問題」13.2%（1.0%）
- ⑱「刑を終えて出所した人の人権問題」11.0%（0.4%）
- ⑲「アイヌの人々の人権問題」10.6%（0.1%）
- ⑳「ホームレスの人権問題」9.9%（0.6%）
- ㉑「その他」1.0%（0.0%）
- * 「いずれも学習したことがない」16.0%

「女性の人権問題」について学んだとする回答が42%と最も多く、「障がいのある人」「こども」「ハラスメント」「個人情報の漏えい」など先の質問で高い関心を持たれていた項目について学習経験の率が高くなっていることがわかる。それと同時に、上記した以外でもすべての項目について3割弱から1割の対象者が学習したことがあると答えている点も興味深い。多様なテーマで各種の研修、啓発の機会が設けられているという解釈も可能だが、先に見た通り研修、啓発の経験率は高いものではなかった。先に同和問題についての学習についてたずねた問8で、最も多くの人が回答したのは「テレビ番組や映画」であったが、この質問についても、「学習した（または啓発などを受けた）」経験として、テレビのニュースやドラマ、映画を通して接し考える機会を得たという人が多いことを示しているとの解釈の方が現実に即したものではないだろうか。

「一番印象に残っている分野」としては「こども」と「同和問題」の2項目が比較的高い回答となっている。

同和問題については、先に問8の結果について整理した際に学校で学ぶ機会が若い年齢層で縮小していることについて取り上げたが、学校以外での学習を含んで問うている問12では、全体での回答率は2番目の高さである。しかし20歳代以下の若い年齢層ではやはり大きく低下しており、若い層について他の項目をみると女性、個人情報、障がい、こども、性的少数者などの経験率の方が大きく上回っていることがわかる【表4-2-1-2、121頁】。

6-3. 人権侵害の経験、種類、内容、対象、対応とその結果、自分以外の問題への対応

「最近5年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験がありますか」とたずねた問13では、232人、回答者全体のうち32%が「ある」と答えている【図4-3-1、130頁】。人権侵害経験が「ある」と答えた人の属性をみると、男女での差はみられず、年齢別では30歳代で46.8%と半数にのぼり、20歳代から60歳代まで3割を超えているのに対して10歳代、70歳代以上では15%前後とやや低くなっている【表4-3-1-2、131頁】。

さらに、人権侵害の経験が「ある」と答えた人に対して「その他」を含めて15項目の人権課題を示し、「○はいくつでも」として答えてもらった問13-1の結果【図4-3-2、133頁】について、回答率の高いものから並べ替え、男女の回答率をカッコ内に付したものを以下に示す【表4-3-2-2、134頁】。

- ① 「バワハラなどのハラスメント」44.8%（男52.1：女39.1以下同じ）
- ② 「女性」35.8%（22.3：44.5）
- ③ 「新型コロナウイルス感染症」31.9%（26.6：37.5）
- ④ 「こども」25.9%（20.2：31.3）

- ⑤ 「外国人」 20.3% (14.9 : 23.4)
- ⑥ 「障がいのある人」 19.0% (19.1 : 18.0)
- ⑦ 「個人情報」 17.7% (20.2 : 15.6)
- ⑧ 「ヘイトスピーチ」 15.9% (18.1 : 14.1)
- ⑨ 「LGBT などの性的少数者」 15.5% (9.6 : 20.3)
- ⑩ 「同和問題 (部落問題)」 12.5% (14.9 : 10.9)
- ⑪ 「高齢者」 11.2% (10.6 : 10.9)
- ⑫ 「犯罪被害者等」 6.0% (9.6 : 3.9)
- ⑬ 「ホームレス」 3.0% (3.2 : 3.1)
- ⑬ 「HIV 感染者、ハンセン病回復者など」 3.0% (3.2 : 3.1)

人権侵害を受けた、あるいは身近で見聞きしたという回答が高かったものから、性別、年齢別の集計結果を参照し、どのような人がそれらを経験する比率が高いのかを確認していく。

経験率が 44.8% と最も高かった「パワハラ」は、男女比が 5 : 4、年齢では 30 歳代から 60 歳代で多く、なかでも 40 歳代では 6 割近い 59.5% が選択している（問 13 について 40 歳代で「ある」と答えた割合と掛け合わせると回答者全体の 2 割強という数値となり、30 歳代から 60 歳代についてもそれに近い経験率となった）。

「女性」については女性が 44.5%、男性が 22.3% となり倍近く女性に経験者が多い。年齢別では若年層で多く高齢になるに従って低くなっている。他に女性の回答率が高くなる項目としては「新型コロナウイルス感染症」「こども」「性的少数者」があげられる。

その他に年齢で違いがみられる項目としては、「高齢者」が高年齢層で高くなり、とくに 70 歳以上では 3 分の 1 が選択していることにも留意しておこう。

さらに問 13-2 では「どのような内容でしたか」と「その他」を含めて 11 の項目をあげてたずねた。これらのうちあてはまるものに「いくつでも」回答してもらい、続く問 13-3 では「あなた自身に対するもの」だったかどうかをたずね（複数の経験がある場合は「一番印象に残っているものについて」）、36.6% が「はい」と答えている。以下の一連の経験は、自身のものと身近な人のものが混在していることに留意しておこう【表 4-3-4-1、140 頁】。また、以下の数値は経験したとする 232 人（全体の 32%）を母数としたものであり、市民全体からみるとその 3 分の 1 の経験率ということになる【表 4-3-3-1、136 頁】。

- ① 「差別的な言動、誹謗中傷など」 45.7%
- ② 「職場や学校などのハラスメント」 42.2%
- ③ 「差別的な取り扱い」 30.2%
- ④ 「学校、地域での嫌がらせやいじめ」 21.1%
- ⑤ 「配偶者・パートナーからの暴力」 19.8%

- ⑥ 「インターネットによる人権侵害」 19.4%
- ⑦ 「プライバシーの侵害」 18.1%
- ⑧ 「虐待」 14.7%
- ⑨ 「暴力行為、脅迫、強要」 10.8%
- ⑩ 「育児や介護の放棄・放任」 10.3%
- ⑪ 「その他」 4.3%

差別的な言葉や誹謗中傷、噂に傷つき、職場という容易に逃げ出せない場所でハラスメントを受ける。その他にもここであげられた経験はすべて非常に深刻な人権侵害であり、決して少なくない市民が自身や周囲で経験しているという結果について重く受け止めるべきである。

続く一連の質問では、こうした経験についての対応とその結果についてたずねている。

問 13-4a では「あなた自身に対するものでしたか」との先の問いに「はい」と答えた 85 人 (36.6%) に対して「どう対応しましたか」と 5 つの選択肢を用意してたずねている。その結果は、抗議、相談、訴えるなど積極的な行動を選んだとする回答が 45%ほどで、同じ比率で「我慢した」という答えであった【表 4-3-5-1、143 頁】。

- ① 「我慢した」 44.7%
- ② 「抗議・反論した」 29.4%
- ③ 「相談した」 14.1%
- ④ 「その他」 9.4%
- ⑤ 「訴えた」 2.4%

この質問に続いて、問 13-5 では「最終的に解決しましたか」とたずねており、その結果からは、解決に至ることは困難である現状が読み取れる【表 4-3-6-1、147 頁】。

- ① 「解決しなかった」 58.8%
- ② 「解決した」 22.4%
- ③ 「その他」 14.1%

また、問 13-4b では「あなた自身に対するものでしたか」との問いに「いいえ」と答えた 140 人 (60.3%) に対して「どう対応しましたか」と 6 つの選択肢を用意してたずねている。

- ① 「何もしなかった」 40.7%
- ② 「いけないことと分かってもらおうとした」 20.0%

- ③ 「いけないことと指摘した」 13.6%
- ④ 「相談（通報）した」 7.9%
- ④ 「話をそらした」 7.9%
- ⑥ 「同調した」 2.1%

自分の周囲で人権侵害が起きていることに気づいたとき、相手に理解を求めたり相談するといった積極的な行動を選択した人が合わせて 4 割という結果にまずは注目したい。問 2 の結果を整理する際にも触れたが、辛い経験をしている人を見過ごさない姿勢が市民にある程度の広がりで見られていることの表れと評価できるのではないだろうか。同時に、「何もしなかった」「話をそらした」とする回答が 5 割近くになるという結果からは、日常生活のなかで出会うこうした場面にどう対応すべきかについて考えスキルを身に着ける機会を教育・啓発の場面で提供することを考える必要性を導ける【表 4-3-7-1、150 頁】。

7. 大阪市の人権問題への取組みについて

7-1. 大阪市の人権状況・個別の人権課題に関する評価

問 14 では、「大阪市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、多様な取組みを進めています」と説明した後で「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思うかどうかをたずねている。その結果は、「そう思う」(9.5%)「どちらかといえばそう思う」(50.6%)となり、消極的な同意が多数を占めているとはいえ合わせて 6 割を超える市民が「人権が尊重されているまちである」と評価しているということになる【表 5-1-1、154 頁】。また、2015 年の調査結果と比べると評価するとする回答が 8 ポイント増加している。

個別の人権課題についてたずねた問 15 の結果について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と肯定する 2 つの回答を合計した数値から否定する 2 つの回答の合計を引いた数値について並べ替えたものを以下に示す【表 5-2-1、158 頁】。

- ① 「高齢者が安心して暮らせるまち」 44.4
- ② 「事業者の個人情報保護されているまち」 32
- ③ 「高齢者が社会参加し生きがいを持って暮らせるまち」 29.2
- ④ 「男女がともに参加し個性と能力を発揮できるまち」 28.2
- ⑤ 「外国人住民が地域社会の一員として生活を営めるまち」 27.8
- ⑥ 「こどもが個性を発揮しいきいきと暮らせるまち」 26.6
- ⑦ 「子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまち」 23.1
- ⑧ 「障がいのある人が生活相談でき安心して生活を営めるまち」 18.3
- ⑨ 「パートナーからの暴力の相談が受けられ安心して暮らせるまち」 18.2
- ⑩ 「障がいのある人が就労の機会に恵まれ自立した生活を営めるまち」 15.7

- ⑪ 「LGBT などの性的少数者の人が差別を受けず自分らしく生きるまち」 10.4
- ⑫ 「同和地区であることを理由に避けられたり不利な扱いを受けないまち」 4.0
- ⑬ 「犯罪被害者等が平穏に暮らせるように地域の理解や協力が得られるまち」 -0.9
- ⑭ 「ホームレス状態にある人が自立し地域の中で生活を営めるまち」 -16.2

先に結果を整理した問 2 の結果では、「こども」「個人情報」「女性」「障がい者」「高齢者」など身近な、当事者となる可能性のある項目について市民の関心が高かった。ここでは、それらの項目について大阪市が評価されていることがわかる。また、人権全般について問うた質問と同様、2015 年調査の同じ質問の結果と比べるとすべての項目で同意する回答が 10 ポイント前後増えている。

ここまでは「人権が尊重されているまちである」と思うかという問いに対する肯定的な回答に着目して整理してきた。先にも指摘したが、その多くが「どちらかといえば」という消極的な回答であり、「そう思う」とする回答はそのなかの 1 割から 2 割にとどまるという少数派であることに留意する必要がある。

さらに、「そうは思わない」という否定的な回答に注目すれば違った側面が明らかになる。問 14 の「大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」との問いに「そうは思わない」とする回答が 11.3%で、これは「そう思う」の 9.5%を上回っている。続く問 15 についても、すべての項目で「そうは思わない」とする回答が 1 割前後となり、14 項目中の 10 項目で「そうは思わない」が「そう思う」より多くなっているのである。

困難な状況や理不尽な思い、人権侵害を自分自身や身近な人のものとして経験する人の比率は高くはないとしても最優先で解決をはかるべき問題であることは言うまでもない。「そうは思わない」という回答について、今後の市の人権施策を進めるうえで重要な手掛かりとすべきである。

7-2. 大阪市の人権問題への取り組みの認知

問 16 では、「人権問題の解決に向けた次のような行政の取組み」として 10 の項目をあげ、「見聞きする（した）ことがありますか」と認知状況をたずねている【表 5-3-1-1、169 頁】。「よく」「たまに」見聞きするという回答を合わせた数値の多いものから並べ、右隣に、それらの項目について「さらに重点的に取り組むべきと考えるものはどれですか」とたずねた問 16-1 への回答の数値も記載している【表 5-3-2-1、178 頁】。

- ① 「新聞・テレビ・ラジオによる広報」 48.7% (40.5%)
- ② 「広報紙、啓発冊子、教育教材」 36.9% (17.2%)
- ③ 「該当啓発、駅のコンコースなどでのデジタルサイネージや啓発ポスター」 36.2% (22.2%)
- ④ 「作文・詩・読書感想文・ポスターなどの募集・表彰」 24.5% (7.2%)

- ⑤ 「人権相談窓口の開設や運営」 21.3% (23.1%)
- ⑥ 「講座、講演会、研修会」 17.3% (11.4%)
- ⑦ 「ホームページ」 14.7% (11.8%)
- ⑧ 「LINE・Twitter。Facebook などの SNS」 12.4% (24.4%)
- ⑨ 「スポーツの試合等とのタイアップによる啓発イベント」 12.1% (15.3%)
- ⑩ 「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人にお知らせする制度」 7% (15.0%)

まず留意しておくべき点としては、上記した「見聞きする」という回答率は「よく」と「たまに」を合わせたものであり、すべての項目で大半の回答が「たまに見聞きする」であったことである。

次に、「見聞きしたことがある」という回答と「重点的に取り組むべきと考える」回答の双方を踏まえて整理する。見聞きする媒体としてはマスメディアを使った広報、行政の広報紙やポスターが順位の高いものだが、それらは今後「重点的に取り組むべき」とする回答率は少なくなる。作文やポスターの募集・表彰についても今後の取り組みとしての期待度は低い。それに対して SNS を用いた発信への期待度は高く、「重点的に取り組むべき」項目としては 2 番目となっている。

人権相談窓口については続く問 19、20 であらためて扱うが、これについても潜在的な期待度は高い。さらに、「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人にお知らせする制度」についても期待度が増加している。問 16 の質問に答えることで制度について知り、さらなる周知を求めたことの表れと解釈できるかもしれない。

7-3. 多文化共生についての意識の現状

多文化共生についての意識をたずねる問 17 については、2015 年の調査での結果を合わせて以下に示した。ただし、2020 年調査ではそれぞれの項目について「あてはまる」「あてはまらない」「わからない」の 3 択でたずねているのに対して 15 年調査では 1 から 5 までの文章を並べ、あてはまるものに「○はいくつでも」つけてもらうかたちで問うている【表 5-4-1、181 頁】。質問の形式が異なるため厳密な比較はできないが、カッコ内に記した 15 年の回答率と合わせて結果を読んでいく。

- ① 「外国人と日本人の交流の機会が増える」 55% (44.1%)
- ② 「外国の言語・文化・習慣を知る機会が増える」 56.9% (43.3%)
- ③ 「大阪の経済的な発展につながる」 50.7% (35.4%)
- ④ 「習慣や文化の違いから、外国人と日本人のトラブルが起こるおそれがある」 51.1% (48.6%)
- ⑤ 「犯罪が増えて治安が悪化するおそれがある」 36.8% (41.6%)

⑥ 「福祉の増進や維持のための負担が増加するおそれがある」 37.9%（追加項目）

この 5 年間の変化としては、国が「外国人材の受入れ・共生づくりのための総合的対応策」により外国人住民の受入れを表明したことに加え、コロナ禍による断絶はあったが、多数のインバウンド客が来訪したことがある。これらによって市民の意識にも変化があったはずであり、それが文化の交流や経済効果についての肯定的な評価に結びついているのではないだろうか。

同時に、自由記述欄にも民泊利用者のマナーの問題が記されていたように、具体的なトラブルを見聞きするケースも増えているのかもしれない。トラブルへの危惧については半数前後となり、15 年と比べて回答率は変わらない。

今回、定住外国人の増加が日本社会の負担を増加させることへの危惧をたずねる項目を追加しているが、それには 4 割弱が「あてはまる」と回答している。

7-4. 大阪市の犯罪被害者等支援施設の認知状況、経路

問 18 では、大阪市が行っている「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例」について、相談窓口の設置や見舞金の支給など具体例を示してから「ご存知ですか」と認知状況をたずねている。その結果は「知らない」が 87.2%、「知っている」が 8%と大多数の市民に知られていない実態が明らかとなった【表 5-5-1-1、187 頁】。特に、若い世代にはほとんど知られていない（20 歳代で 1.7%）【表 5-5-1-2、188 頁】。

条例が施行（2020 年 4 月）されて間もないため、こうした結果はいたしかたない面もあるが、問 2 の結果について先にみた通り、この問題についての市民の関心は非常に高く、積極的な広報、周知活動が求められる。

その手がかりとして、「知っている」と回答した人に対して問 18-1 で「何によってお知りになりましたか」と認知経路をたずねている。その結果は【表 5-5-2-1、190 頁】、「知人や友人などから聞いた」が「区役所の広報紙」と並んで回答率が最も高くなっている（27.6%）。市役所・区役所や駅の「啓発ポスター」（22.4%）、「パンフレットやリーフレット」（17.2%）「大阪市のホームページ」（17.2%）と続き、市が発行する人権情報誌（「KOKORO ねっと」）や市主催のイベント、市からのネットでの発信などを通して知ったという人はわずかな数にとどまる。

7-5. 区役所・人権啓発・相談センターの人権相談窓口の認知状況

問 19、20 では市が各区役所と人権啓発・相談センターで開設している人権相談窓口について「ご存知ですか」と認知状況をたずねている。その結果は、区役所の相談窓口については「知っている」が 15%、センターの窓口については 10.7%にとどまっている【表 5-6-1、194 頁、表 5-7-1-1、197 頁】。

後者の人権啓発・相談センターの窓口については、さらに、「知っている」と答えた人に

対して問 20-1 で認知経路をたずねているが、その結果は「区役所の広報紙が 62.8%と飛びぬけて高く、市のホームページ (25.6%)、センターのポスター・パンフレット (19.2%) などとなっている【表 5-7-2-1、200 頁】。

問 20 で「知っている」と回答したのは全体の 1 割にとどまっているのが実態であるが、そのうちの 6 割が区の広報紙を通して知ったと答えている点に注目したい。広報紙で知ったとする人を年齢別にみると【表 5-7-2-2、201 頁】、40、50 歳代で 9 割前後であるのに対して若年層、高齢層では低くなっている。多くの家庭に配布されている区役所からの広報紙の積極的な活用が人権啓発の面で求められていると共に、特に若い年代と高齢の市民に対する有効な情報発信の手段について、関連するデータを収集し検討していくことが課題となる。また、「「KOKORO ねっと」等の人権情報誌」の回答率が非常に低いことについても、現在の発行部数、配布方法等が検討されるべきではないだろうか。

7-6. 人権侵害を受けた場合の相談先

一連の質問の最後に問 21 として「人権侵害を受けた場合、または受けたと思った場合に「家族・親戚や友人以外では、具体的にどちらへ相談しようと思われませんか」とたずねている【表 5-7-3-1、203 頁】。

回答率の高い項目の順に並べ替えたものを以下に示した。

- ① 「区役所の人権相談窓口」(39.4%)
- ② 「弁護士」(26.9%)
- ③ 「大阪市人権啓発・相談センター（専門相談員による人権相談窓口）」(24.5%)
- ④ 「警察」(21.1%)
- ⑤ 「相談先が思い浮かばない」(20.0%)
- ⑥ 「相談・支援機関（クレオ大阪、こども相談センター、地域包括支援センターなど）」(18.6%)
- ⑦ 「学校や職場」(8.0%)
- ⑧ 「相談しようとは思わない」(7.0%)
- ⑨ 「民間団体（ボランティア団体、NPO 法人など）」(6.5%)
- ⑩ 「法務局や人権擁護委員」(5.2%)
- ⑪ 「地域の民生委員や児童委員など」(4.3%)
- ⑫ 「その他」(1.4%)

弁護士に相談するという回答が 4 分の 1 という結果は、日本においても弁護士の存在が広く認知され利用されるようになってきたことの表れなのかもしれない。しかし、その利用については費用面での制約もあり、ここではそれ以外の結果に注目したい。

「区役所の人権相談窓口」の回答率が 39.4%で最も高くなっている。この質問の直前に

置かれた問 19 では「知っている」との答えが 15%と低いものであったが、その質問を通して存在を知ったという人も含め 4 割が「相談先」として選択しているという結果は、市民にとって身近な存在である区役所が人権侵害に遭った際にも頼りにされる重要な機関であることを物語っている。市の人権啓発・相談センターや各種支援機関などの存在も広く周知されるべきだが、この結果からあらためて区役所の重要性に目を向けることが必要ではないだろうか。

それ以外の項目の回答率は低いものであり、なかでも「地域の民生委員や児童委員など」を選択する人が 4.3%にとどまっている点が注目される。身近な存在であるはずの民生委員・児童委員であるが、若い世代や来住層の市民には知られておらず、また、身近な存在であるからこそ相談相手としては避けられる、という面もあるのかもしれない。

もう一点、「相談先が思い浮かばない」(20%)「相談しようとは思わない」(7%)という結果にも十分留意する必要がある。一連の相談先が列記されたうえでの「思い浮かばない」、「しようとは思わない」という回答は、人権を侵害された際の相談で得られる情報や解決の道筋についてのイメージを抱きづらいという背景があるのではないだろうか。単に「相談先があります」というメッセージだけではなく、さらには自分の経験が「人権侵害に当たる」のだという認識を得るための手がかりも含めて、「人権相談とはどんなものなのか」「自分を助けてくれる、役に立つものだ」と市民に広く伝える活動が必要であろう。

8. まとめと今後の課題

ここまで、調査にもりこまれた質問のそれぞれについて回答結果を整理し、留意すべき傾向や課題について記してきた。それらを踏まえて、行政が取り組むべき課題を中心にまとめの文章を記しておく。

その際、質問の末尾に設けた自由記述欄に記された内容を手がかりとしたい。回答者 726 人のうち何らかのメッセージを書き残したのは 133 人であり、その内容は多岐にわたっている。それらをもとに市民意識の全体的な傾向を描くことはできないが、書き込まれた内容はそのテーマに関わる人々の意識や経験をストレートに表したものであり、ニュアンスにまで踏み込んで読み解くことができる。なかでも同じテーマについての複数の記述がみられる場合には、市民の生活や意識をとらえるうえで重要な手がかりとなるはずである。

なお、自由記述からの引用については、書き込まれた文章のなかから文意を損なわない限りで一部を省略するなどの改変をしている。

○生活保護をめぐる記述

自由記述欄に同じテーマに関する記述が複数あったものの一つが、生活保護の運用や一部の受給者に対する非難のコメントである。「生活保護が必要のない人にわたっているのをやめてください」、「不正に生活保護を受けている人たちの見直しを切に願います」、「国民年金を積み立てた人間が、若い時に働かなかった人間より生活が苦しいのはおかしい」、「生活

保護を厳しくしてください。お金のムダ」という記述の他、あわせて7例がみられた。

そのうち、ここに引用した4人の方は「暮らし向き」をたずねた問28に「よくない」と答えている。おそらく、自分自身が直面している生活の厳しさが生活保護を受けている人に向けた非難の思いとなり、上記した書き込みにつながっているのではないだろうか。

ただし、非難の理由としてあげられるのは、「必要のない人」、「若い時に働かなかった人」が「不正に」受給し、働いてきた人間が苦しい生活に甘んじていることは許されないというものであることにも留意しておきたい。「暮らし向き」について「よくない」以外の回答をしている他の3例をみると、「生保も嘘の人が多い。働かなくてもらっている人が多い」、「差別、人権、障害を利用して生活保護を不正受給している悪も存在する事実もある」、「日本一支給している生活保護費も外国人には出さなくてもいいのではないか」というものであった。ここにも、一部の層が不当に優遇され、自分・自分たち（働いてきた人、「日本人」などと括られる）が不利益を強いられている、逆に差別を受けているという「逆差別」の意識が働いているということができよう。そして、その優遇は、「嘘」によるものだけでなく、「差別、人権、障害を利用して」、あるいは「外国人」であることからもたらされているという理由付けがなされている。

○「逆差別」非難の焦点としての同和問題

特定の人たちが不当に優遇され利益を得ており、そうではない自分たちが不利な状況に置かれている、「逆に差別されている」とする「逆差別」意識の典型的な表れが、同和地区の住民に対して、さらに「特別扱い」をする当事者である行政の姿勢に向けられたものである。過去に行われた市民人権意識調査でも自由記述欄に多数の書き込みがあり、今回も12例みられた。

それらのうち、典型例と思われるものを紹介する。「同和地区への行政の優遇は続いているのでは？市営住宅の家賃や一部現業職への優先採用があると聞きます。行政の弱腰。身分制度のあった時代の差別は認識しているが、現代においてその保障の必要は全くなし。税金の無駄であるし逆差別といわれても仕方がないのでは。」

同和対策特別措置法とそれに続く一連の法律を根拠として1969年以降同和対策事業が進められた。それは、差別の解決を「国の責務であり、同時に国民的課題である」（1965年、同和対策審議会答申）とする認識にたち、長きにわたる差別がもたらした劣悪な生活実態の改善を目指して住宅や就職面での特別な支援がなされたものである。そして、事業の成果がみられたとして2002年で事業は終了している。

こうした経過を踏まえると、先に引用した「逆差別」の受け止めは誤解といえる。それでは、こうした誤解にどのように対応すべきだろうか。

筆者は次の2つの理由から、同和問題についての「逆差別」意識についてきちんと受け止め、必要な働きかけをすることが求められると考えている。

第一に、こうした考え方が市民のなかに無視できない比率で持たれている実態があり、そ

れが今後も引き継がれることが予想されるためである。問 9-1 で「同和問題にかかわる考え方」を問うた際、「同和地区の人は、現在も行政から優遇されている」という項目に「そう思う」と答えた人が 27.9%と 3 分の 1 にのぼり、30、40 歳代という比較的若い年齢層においても 26%、27%という回答率となっている。同和対策が盛んに行われた時代を知らないはずの世代にもこうした考え方がある程度の広がりを持たれているのであり、その背景の一つとして「現在も優遇されている」というメッセージが身近な人間関係のなかで、そしてインターネットや書籍を通して伝えられていることがあげられるだろう。自由記述の記載のなかに「・・・と聞きます」、「耳にします」「以前に聞いた話です」などと記されたものが多いことがそうした解釈を裏付けるものであり、部落についての知識が家族や友人、職場の人などから、そしてテレビやネットを通して得られているという今回の調査結果からも、そうした状況を想定できるだろう。

なお、問 9-1 のこの項目に対する 20 歳代の回答は「そう思う」が 8.0%にとどまり「わからない」が 68.0%と各年代を通して最多という結果であったが、上記した背景のもとでこのままで推移すれば、身近な人たちやネット、メディアを通して「逆差別」的な考え方が伝えられていくことが予想できる。

第二に、こうした考え方が、部落問題に限らず差別への抗議や人権問題を訴える人々に対して「差別されても仕方がない、非難を受けて当然である」とする意識の根拠となり、差別や人権侵害を訴え回復を求める活動が「優遇を求める、理不尽なもの」と否定的に受け止められ支持が広がらない、という影響を及ぼしている側面もあるのではないだろうか。

再び自由記述の記載例を引けば、子どもの虐待や貧困問題について公的な手段で支援が必要だと思う、と記した人が以下のように続けている。「ただ、不正受給や同和優遇（聞いた話で真実かはわからない。自分は「あるのかな」とは感じている）で差別を利用して悪用する不当な恩恵を受けている話を耳にすると、その人達に対して蔑む気持ちを持ってしまう。これは差別でしょうか。」また、「人権や差別問題を盾に利権が働いていると思われることがあり、それが無くなならない限り訴えに賛同できなくなる」という記述もみられた。

部落問題、同和行政についてだけでなく多様な層にも同様な目が向けられていることは、先に生活保護について引用した「差別、人権、障害を利用して」生活保護が不正受給されているという記述や、「大阪は特に外国人や同和地区への優遇が多いと思います」などの例からもうかがえる。

それでは、「逆差別」意識とそれを裏付ける同和対策事業についての「誤解」を解消するために、誰が何を伝えるべきなのだろうか。筆者はこの点について、部落問題や人権教育・啓発に関わる多くの人たちにとっての課題であると同時に、特に行政が担うべき役割が大きいと考えている。かつて同和対策事業を担った主体であると同時に、「今も優遇している」とみなされていることから、さらに、今後人権施策を進めていく際にもこうした誤った認識を払拭することが不可欠な課題であるからである。

たとえば、今回の市民人権意識調査についても、同和問題に関する質問の数が多いことを

受けてであろう、「全体として、結局は“同和アンケート”に終始した内容である事に非常に不満です。いわゆる“逆差別”なのだと再認識しました」、「大阪市はこういうアンケートを取るくらい「差別」を気にしていることが良く分かりました」、「同和問題を過度に取り上げることに余計に問題があると思う」という書き込みがみられた。調査についてそうした受け止めをする人はごく一部かもしれないが、「行政が特定層に対して優遇している」とする受け止めが存在することは、市の取り組みが広がることにも妨げとなっているはずである。

さらに別の記述を紹介したい。「税金を納めない等、いろいろ耳にします。本当だとすると逆差別だと思います。市は人権問題を語るのであれば、こういう疑問にも光を当ててください。そして市民の理解を得て頂きたいと思います。」

この人が求めている「理解」は、「同和対策事業は終了している。今は行政による優遇はない」ことを伝えて「誤解」、「疑問」を解消することで達成されるものかもしれない。しかし、同和対策とはどのような歴史的経緯で取り組まれ、どのような成果が実現したのか、そしてさらに、差別をなくそうとする取り組みが市民の生活に対して何をもたらしたのかについて「知る」こと、「理解」が進むことは、誤解の解消にとどまらない大きな意義をもつはずである。

○人権教育・啓発の重要なテーマとしての「同和問題・同和対策と取り組みの成果」

まず、同和対策と行政の関わりについて市民に伝えられるべきポイントは何だろうか。先に、同和対策事業の経過について簡単に触れたが、差別によって強いられた人々の苦しみ、そのなかで人々が立ち上がり声をあげ、周囲に共感が広がり国を動かすまでの運動に展開した経緯、それによって実現した対策事業では何が目指され、終了に至るまでにどのような成果があがったのか、という一連の内容があげられる。

こうした、狭い意味での同和対策に関する知識だけではなく、部落差別をなくすための運動が部落以外の多くの人に対してもたらした成果についても合わせて伝えられるべきだろう。

問16で認知状況を問うた項目の一つである「戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に、事前に登録した本人にお知らせする制度」は、差別につながる「身元調査」を許さずすべての人の個人情報を守るための取り組みとして実現したものである。これは一例に過ぎない。就職差別を許さない取り組みは、企業や学校が入社・入学者の選考に際して本人の能力・努力に関わりのない情報の取得を行うことを許さないかたちで実現し、学校教育における「進路保障・学力保障」の取り組みは、さまざまな背景によって不利な状況におかれている「しんどい」子ども達を支える多様な取り組みとして成果をあげている。市町村の取り組みに戻れば、人権相談の窓口を開設・運営し、啓発活動を進め、今回のような調査を実施することで市民の人権が守られているかどうかを把握し改善の取り組みを進める人権行政のセッションが置かれるようになったことも、もとをたどれば同和問題への取り組みが大きな契機であったと整理できる。

こうした知識、メッセージが伝えられることによって、同和問題への取り組みと行政の関りについての理解が高まり、その意義と成果を市民自らの生活のなかで実感してもらうことができるだろう。その際、「不正」や「利権」として非難されるべき事案が含まれていたことについても、取り組み全体の意義について理解を得るという流れの中で触れることが求められるのではないだろうか。

○市民が経験している深刻な「生きづらさ」

同和問題に関わる自由記述を中心に取り上げてきたが、今回の調査で見えてきた重要な点として、市民が日常生活のなかで深刻な「生きづらさ」を経験していることがあげられる。

先に生活保護に関わる非難の書き込みを紹介した際にも触れたが、経済的な苦しさについての訴えとして「一人一人が人間らしく生きていける、そんな生活ができることを希望します。飽食の時代に餓死で命を落とす人など上手に行政の保護を受けることができるようにしてほしいです」、「年齢とともに仕事はパートしかない。時給も上がらない。給料だけではまともな生活はできません」などの例がみられた。また、障害をもつ子どもや親が経験する困難、子どもや高齢者への虐待、子育てへの支援が乏しく孤立する母親の思いなどが記されていた。

職場で経験される暴言、いやがらせについての具体的経験についても、「誹謗中傷がひどく毎日聞いていると精神が壊れそうです」、「パワハラという表現は、いま一つ重大さが伝わってこない。自分のように命の危険にさらされた事もあるので表現を変えるべき」などの声が記されている。

市民が日常生活の多様な場面で苦しみ、悩みを抱えている実態については、本編の質問でも「最近 5 年間に人権上問題と思われる言動を受けたり、身近で見聞きしたりした経験がありますか」とたずねた問 13 で確認されている。回答者の 32%が「ある」と答え、その内容についてたずねた設問では、「差別的な言動、誹謗中傷など」、「職場や学校などのハラスメント」、「差別的な扱い」について回答者全体のうちの 14.6%、13.5%、9.7%がそうした経験があるという結果が得られた。このうちハラスメントについては 30 歳代、40 歳代でみると 2 割が回答しているなど、「生きづらさ」が無視できない広がりをもって経験されることが確かめられた。さらに、比率はそれらと比べると低いものだが、「いじめ」「育児や介護の放棄」「虐待」「パートナーからの暴力」「プライバシーの侵害」「インターネットによる人権侵害」という、まさに「人権が侵害されている」市民の存在が明らかになったことは重く受け止めなければならない。

先の質問では「人権上問題と思われる」という問い方をしているが、たとえば家庭の中や交際する男女の関係のなかで、悔しい、理不尽な思いを重ねている人であったとしても、それを「人権上問題」ありとは受け止めていないケースも少なくないのではないだろうか。広い意味での「人権が守られていない、脅かされている」経験を調査を通して拾い上げていくこと、さらに、それが「人権上問題」であることに気づくための手がかりを市民に提供する

ことも、人権施策の重要な課題だと思われる。

○人権相談の充実

こうした市民の生活のなかにある「生きづらさ」「人権が守られていない」事態について、行政がすでに提供している取り組みの一つが強く期待されていることも自由記述の内容から読み取ることができる。

自由記述欄に人権相談窓口の必要性や意義についての書き込みが7例みられた。これは、調査本編の質問の末尾近くに「行政の取り組み」として「人権相談窓口の開設や運営」があることや、区役所、人権啓発・相談センターでの相談業務の認知を問う一連の質問を設けていたことが影響している面もあるものと思われるが、以下の記述内容からは、相談窓口業務を充実させることが行政に求められていることが確認できる。

「人権問題に苦しんでおられる方はいらっしゃると思います。お一人お一人に自分のことのように接して頂き、少しでもその方が相談してよかったと思えるような気持ちになってもらえたらと、そのような接し方、解決をお願いします。」「辛い思いをされている方の最後の砦は行政の方の力なので、相談窓口のあることを広めていただきたいです。多くの手段、言葉で目に付くようにして、本当に必要な人が見つけられるようにできたらと思います。」「差別を受けた時、友人から差別を受けたと相談された時に、大阪市にも相談窓口があることを知っておきたかったです。そういう人は多いと思うので、大阪市に人権問題の相談ができると広く伝えて欲しいです。」「相談窓口などを本当に必要としている人ほど、相談窓口の存在を知らなかったり窓口に出向く余裕がないのでは？」

なかには、利用した経験を記した人もいた。「私も人権相談を使ったことがあります。良くしてくれました。」

ただし、本編の最後に置かれた問21で「人権侵害を受けた場合」の相談先を問うた際に行政が設置する相談窓口を選ぶ率は4割にとどまり、「相談先が思い浮かばない」、「相談しようとは思わない」が2割、1割弱となった結果にあらためて留意しておくべきだろう。「相談窓口がありますよ」という広報に加えて、どのような相談に対してどのような支援や解決策が示されたのか、その内容がわかりやすく伝えられることが重要だろう。

また、どのような相談窓口が求められているのかを考える際、自由記述欄に書き込まれた次のメッセージを手がかりにすべきではないだろうか。この方は、自分が失業したり病気になったら、障害をもったらと考えると不安になる、弱者に手を差し伸べてくれる大阪市であってほしいと思う、と書き込んでいるが、その前に「理想としては、気軽になんでも相談できる窓口があれば安心して日々過ごせると思います」と記している。「人権相談」という看板を変える必要はないが、現状では「差別された」「人権侵害に当たる」ケースだと本人が考える場合にのみ利用につながるという間口の狭さがあるのではないか。子ども、女性、障害、貧困、外国人等々、それぞれの問題に関する専門の窓口は各所で開設されているはずだが、生きづらさ、しんどさ、不安を感じた際に市民が気楽に訪れることができる、そこから

専門の機関を紹介してもらえ、そしてもちろん人権侵害や差別については専門的なサポートを得ることができる場所が、身近な区役所にあることが望ましいかたちではないだろうか。

○教育・啓発の充実

最後に、自由記述欄に多数の記載があった教育と啓発についてみておこう。

学校での授業を通して部落問題を教えられなければ知らないままですんだ、教えることで差別的な意識が生み出されるため学校では教えるべきではない、という「寝た子を起こすな」的な考え方を記したものが6例あった。

「授業で知らないことをたくさん知り、かえって差別意識が生まれた感がある。考えの幼い子どもに必要な時間であったのか疑問である」、「若い世代に無用な差別を生むだけで助長の源である」、「学校での授業はしない方が良くかもしれません。部落差別があることは、それまで知らなかったのですから」などがその例である。

しかし、この分析レポートでも何度か触れたように、身近な人々とのやり取りやネットを通して、差別的な内容を含んだ知識が伝えられている現実がある。学校で教えないとしても「知らないまま」でいることは難しく、差別的なメッセージを信じることで差別の加害者になってしまう可能性もあるなかでは、学校での教育、そして学校外の多様な場での啓発が必要である。自由記述欄にも、教育について必要だとする書き込みが18例、学校外での情報発信、学習の場の充実を求める記載が23例みられ、そこには「噂に流されない正しい判断」をするために不可欠であるという指摘もみられた。以下にいくつか紹介する。

「人権問題の教育を小学校などでもっと取り組んでいただきたいです。小さい時に学んだ方がより強く個人の中に残ると思います。」「同和問題は学校でも学んだ記憶もなく噂ばかり先行しているので事実としてしっかり学習させるべきだと思う。」「子どもが学校の授業などで人権に関することを勉強できれば親も知ることができると思います。」「私は被差別部落を中学校の授業で知りました。子ども達には正しい知識を得る機会が必要だと思います。知っていればただの噂に流されず正しい判断ができるのではないのでしょうか。」

考えるための機会、考えるための素材の提供を求める、という記載もみられる。市民向けの啓発に言及しているものの例を以下に示す。

「自分の周りで人権問題が起こったり、積極的に知ろうとしない限り、なかなか考える機会がない。誰でも、目にするような広告や SNS 発信などで考えるきっかけがあればいいなと思いました。」「不当な差別や偏見をなくすには啓発活動、発信が不可欠（これは、コロナ対策での医療従事者に関しての記述である）。」「人権問題とは？と聞かれると「？」になるので、具体的な内容を行政からもっと頻繁に発信してもらい理解を深めていけたらいいなと思いました。」

このように、人権や差別問題に関する教育・啓発を求める声が多く記されたが、検討すべき課題も多い。「寝た子を起こすな」という指摘には、実際に教育を受けたなかで差別を助

長する意識が生まれたという経験から記されたものが含まれることについて本編のなかでも触れたが、そうしたことのない、年齢段階に応じたメッセージや考える素材の提供はどのようなものか等々、関係者の間での議論がなされるべきであり、その場を提供するなど行政の果たすべき役割もあるのではないだろうか。

先に示した「同和対策と行政」については、社会人対象の啓発テーマとしてふさわしいものだろう。その内容については、行政自身も検討に加わることが求められる。さらに、啓発に用いられる教材が定番化したもので、多様性に欠ける、との指摘も自由記述欄に記されていた。啓発内容が豊かなものになるよう、行政の果たすべき役割があるはずである。

本レポートの冒頭近くで、「人権課題を解決するための交流・イベント」への参加が低いという実態について触れたが、市民自らが直面する「生きづらさ」の具体例をテーマとした学習の場が設けられ、参加者による自発的な活動に展開する、というのが一つの望ましい方向ではないだろうか。

ここでは、自由記述に記された教育・啓発への期待を整理してきたが、本編の質問への回答結果からは、人権や差別について、特に同和問題（部落差別）についての学校での学びのウェイトが低くなっているという課題が、また、啓発の機会が広く利用されるには至っていないという実態が確認された。これらの点を厳しく踏まえたうえでの取り組みが求められる。

〇おわりに

貧困の拡大やコロナウイルス感染がもたらした生活の困難な状況が身近なところでひろがっていることが、差別を受けてきた人たちへの共感につながっているのではないか、そのような解釈をこのレポートの最初の部分で記した。しかし、生活の困難さは厳しい状況に置かれた人への排斥や非難の意識につながってしまう恐れもある。こうした状況が広がっている現代だからこそ、市民の生活のなかで「人権が守られているかどうか」が厳しく問われる必要がある。それは、行政が把握する努力を行うだけでなく、市民自らがそうした意識を高めることが重要であり、それを促す働きかけが求められる。人権に関わる教育、啓発、そして相談活動の重要性を改めて指摘して分析レポートの終わりとする。